

信託セミナー

令和元年度税制改正について

財務省主税局税制第一課課長補佐
(現 財務省国際局調査課国際調査室長)

石 田 良



— 目 次 —

はじめに

1. 資産税に係る改正事項

- (1) 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置
- (2) 法人の事業承継税制の見直し
- (3) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

(4) 民法改正に伴う税制上の措置

(5) 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

2. 法人税に係る改正事項

3. その他の改正事項

はじめに

ただいまご紹介にあずかりました財務省主税局の石田と申します。本日は多くの方にご参加いただき、誠にありがとうございます。本日は、令和元年度税制改正について、資産税の改正内容を中心に講演させていただきたいと考えています。

はじめに、資料1の目次に沿って、本日お話しする内容を簡単にご説明します。資産税についてはまず、個人事業者の事業承継税制についてご説明します。これまでは事業承継税制は法人を対象としていたところ、個人事業者についても事業承継に係る税制上の措置を講じたものです。

また、法人の事業承継税制についても、若

干の拡充措置がなされました。法人の事業承継税制については、平成30年度税制改正で抜本的に拡充されており、今回の改正は平成30年度税制改正で措置された新制度について、補足的に措置したものです。

次に、教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しについてご説明します。本日ご参加の皆様の中には信託銀行の方が多くと思いますが、皆様にとって特に関心をお持ちの制度だと考えています。特に、実際に多くの方々にご利用いただいている教育資金の一括贈与非課税措置については、お客さまからの問い合わせも多く寄せられていることかと思えます。

さらに、民法改正に伴う税制上の措置についてご説明します。最高裁判所において、非

嫡出子の相続分に係る規定について違憲決定がなされたことを機に、相続法制の見直しが議論され、これを踏まえ、平成30年7月に民法が改正されましたが、このうち配偶者居住権や特別寄与料の創設等、相続税に影響を与える内容もあったことから、所要の措置を講じました。相続関連の改正については、信託銀行の皆様も非常に関心をお持ちかと思えます。

令和元年度税制改正の内容とは離れますが、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税の課税制度の構築に向けた検討状況についてもご説明します。

最後に、法人税に係る改正をはじめ、資産税以外の改正内容の要点をご説明します。

1. 資産税に係る改正事項

(1) 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置

本日のメインテーマである、資産税に係る改正事項についてご説明します。1つ目は、個人事業者の事業承継に係る税制上の措置です。法人については既に、事業を承継する際の相続税・贈与税を減免する事業承継税制が導入されており、平成30年度税制改正では、事業を承継する際の株式について、一定の条件の下、納税額を100%猶予し、さらに一定の条件を満たせば猶予された税額を免除する制度を平成30年から10年間の時限措置として導入しました。

一方、個人事業者の事業承継については、これまでも事業承継に資する税制として、小規模宅地の特例がありましたが、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性や、事業継続に不可欠な事業用資産の範囲等、様々な課題

があり、資料2のとおり、平成30年度与党税制改正大綱にも検討事項として挙げられました。このような認識のもと、令和元年度税制改正において、個人事業者の事業承継に係る措置を行いました。

資料3に記載のとおり、小規模宅地の特例は、居住または事業の継続への配慮という政策目的の下、被相続人等の居住または事業の用に供された宅地について、相続税の課税価格を減額するものです。現行の小規模宅地の特例は、居住用の場合は330㎡まで、事業用の場合は400㎡までの宅地について相続税の課税価格が8割減額されます。例えば宅地の価格が1億円の場合は相続税の課税価格は2,000万円になります。このように、課税価格の減額割合がかなり大きいため、非常に多くの方にご利用いただいています。

一方で、現行の小規模宅地の特例には問題点がありました。個人事業者に係る事業承継税制を検討するにあたり、この問題点にどう対処するかという点が議論となりました。まず、小規模宅地の特例にどのような問題点があったのかをご説明します。

問題点の1つ目は、現行の小規模宅地の特例は事業及び資産保有の継続要件がなく、相続後の宅地を短期間で売却することも可能であることです。元々は、継続要件が全くなく、相続時点で宅地を保有していれば、その3日後に売却しても制度の対象となっていました。現在、相続税の申告期限までは当該資産を保有することとなっています。

ただ、小規模宅地の特例は基本的には相続時に課税価格を減額する制度なので、相続税の申告期限後まで何らかの制限を課すことはできません。相続税の申告期限までは当該資産を保有することとなっているとはいえ、事

業や資産保有の継続要件はないに等しいため、現行制度が事業継続への配慮という本来の政策目的に沿っていないという見方があり、資料4に記載のとおり、実際に会計検査院から制度の適正性について指摘されていました。

法人の事業承継税制では、制度自体が納税猶予を基本とするものであるため、猶予期間中は、事業や株式保有の継続要件が設けられており、このような問題は生じません。

2つ目は、個人事業者の債務には事業用と非事業用の区別がなく、事業と無関係な資産にまで節税効果が及ぶことです。個人事業者の中には、事業用と非事業用の債務について必要な区別をしている方々がいらっしゃることは存じていますが、法令上の義務が課されているわけではないので、実態としては混然となっている場合があります。

例えば、資料5の事例のように、個人事業者が事業用の宅地10億円を所有しており借入金もある場合、小規模宅地の特例はあくまで資産である宅地の部分にしか適用されないため、その借入金と非事業用の資産を相殺すれば節税ができてしまいます。無論、購入した宅地をすぐに売却できるとは限らないため、このような方法で節税ができるかどうかは場合によりますが、理論上は十分可能です。

法人の場合は資産・債務と経営者個人の資産・債務が、法的・制度的に区別されていますので、このような節税は不可能です。

3つ目は、事業を承継しない他の相続人の税負担にまで軽減効果が及ぶことです。我が国の相続税額の計算には、法定相続分課税方式という世界でも珍しい方式が採用されています。この方式は、まず相続財産全体について課税される相続税を計算した上で、その税

額を相続人に配分するものです。法定相続分課税方式を用いると、資料6のとおり、例えば事業用宅地の課税価格が小規模宅地の特例により減額された場合、相続税額全体が減るため、特例を受けた事業用宅地を相続した相続人だけでなく、当該事業用宅地を相続しなかった相続人にまで減税効果が及びます。

一方、フランス、ドイツやイタリアでは遺産取得課税方式がとられています。この方式では、個別の相続人が相続した財産の価格をもとに相続税を計算します。例えば兄が事業用宅地を相続して、弟は相続しなかった場合、もし日本の小規模宅地特例と同様の制度が適用されたと仮定すれば、兄に課税される相続税額だけが減り、弟の相続税額は変動しません。

小規模宅地の特例の適用により、事業を承継しない他の相続人の税負担にまで軽減効果が及ぶことについては、平成19年度の政府税制調査会でも、制度の趣旨や課税の公平性の面から問題であると指摘されています。

法人の事業承継税制では、事業を承継しない他の相続人の相続税額には一切影響が生じない計算方法を用いています。

資料7は小規模宅地の特例と法人の事業承継税制との比較を示したものです。個人事業者に係る事業承継税制の検討にあたっては、基本的に法人の事業承継税制と同様の措置を講じる方向で検討が進められました。

資料8は令和元年度税制改正で措置された個人事業者に係る事業承継税制の制度内容をまとめたものです。今回、新たな納税猶予制度として、現行の事業用の小規模宅地の特例との選択適用を前提に、10年間の時限措置を創設することとなりました。本税制の適用には、法人の事業承継税制と同様、承継計画の

作成・確認、承継後の事業と資産保有の継続が必要となります。選択適用としているのは、事業用の小規模宅地の特例と、今回の個人事業者に係る事業承継税制とはいずれも事業の継続を目的としているためです。

個人事業者に係る事業承継税制では、事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予することとしました。法人の事業承継税制は株式を対象資産としていますが、個人事業者の場合は株式が存在しないため、何を対象資産とするかという問題が生じます。土地・建物の場合は確定申告の際に事業用割合を申告するため、区別が比較的容易ですが、機械等の減価償却資産については、事業者によっては高額の場合がある上、土地・建物と違い登記がない場合が多く、事業用と非事業用の区別が困難な場合があります。一方で完全に非事業用の資産を事業承継税制の対象にすることはできないため、要件の検討にあたっては苦心しました。

結論としては、事業に使っていることが明確な減価償却資産を納税猶予の対象にすることとなりました。細かい区分については国税庁から提示されると思いますが、基本的な考え方をご説明します。

まず、固定資産税の課税対象となるものは基本的に本税制の対象となります。これは、住宅等を除き、非事業用の減価償却資産は基本的に固定資産税が課税されないため、固定資産税の課税対象となる資産は事業用であることがある程度明らかであることを念頭に置いています。

さらに、自動車・軽自動車は、営業用の区分で自動車税を納めている車両を本税制の対象としています。したがって、緑あるいは黒

のナンバープレートを付けた車両は基本的に事業用資産とみなされます。また、トラックのように、個人で使うことが想定しづらいものも対象となります。

この他、無形減価償却資産や生物減価償却資産については、私的なものとは考えづらいため、事業用とみなし、本税制の対象としています。

また、宅地と建物についてはそれぞれ面積上限と床面積上限を設けています。また、法人に係る事業承継税制と同様、担保の提供や、猶予取消時の猶予税額および利子税の納付が必要です。

個人事業者に係る事業承継税制は、法人に係る事業承継税制と同様、相続だけでなく生前贈与にも利用可能です。法人・個人問わず、事業承継においては、経営者の死亡を契機として承継を行うのではなく、計画的に承継していただくほうが望ましいと考えています。計画的な事業承継を行った企業の方が、承継後の経営状態がより良好であることを示す海外の学術論文もあります。

また、先述した小規模宅地の特例に係る問題点に対応した措置も設けました。1つ目は、事業等の継続要件です。現行の小規模宅地の特例は、継続要件がないことから、相続後に対象資産を売却することも可能となっていました。個人事業者に係る事業承継税制では、法人に係る事業承継税制と同様、事業等の継続要件を設けました。一方で、法人と個人の違いに配慮した緩和措置も併せて設けています。

2つ目は、債務控除に関する措置です。これは、債務控除を用いた制度の濫用を防止するため、被相続人に債務がある場合には特定事業用資産から当該債務の額を控除した額を、

納税猶予税額の計算の基礎とするものです。

例えば、事業承継税制の対象となる資産の価額が1億円、債務の額が2,000万円である場合、8,000万円が納税猶予額の計算の基礎となります。しかし、明らかに事業用でない債務まで引くのはさすがに酷であるため、住宅ローンのように、明らかに事業用でない債務は差し引かないこととなっています。

3つ目は、税額計算方法を後継者以外の相続人の相続税額に影響が生じない計算方法とすることです。税額の計算方法を法人の事業承継税制と同様とすることで、税負担の軽減効果が後継者以外の相続人に及ばない制度設計としました。

なお、貸付事業は現行の小規模宅地の特例でも事業用とは別区分となっていることから、本税制の対象外としています。その他、政策目的に鑑みて、例えば資産管理事業や風俗営業を対象外とする等、法人に係る事業承継税制と同様の措置が講じられています。

資料9のとおり、事業用の小規模宅地の特例についても、節税目的の駆け込み的な利用を防止するための最小限の措置を講じることとしました。先述のとおり、小規模宅地の特例を利用すれば、節税のために相続発生の前に実体のない事業を行い、土地の相続時に同特例を使って相続税額を圧縮し、相続後に売却することが可能でした。既に貸付事業用の小規模宅地の特例については、このような利用を防止するための措置を講じているため、同様の措置を事業用の小規模宅地の特例にも設ける形で対応しました。具体的には、相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、事業用の小規模宅地特例の対象から原則除外します。

一方、相続前3年以内に事業の用に供され

た宅地全てを一律に対象から除外してしまうと、節税目的で駆け込み的に利用する意図がなかった場合にも本特例の適用を受けられなくなってしまう。そこで、当該宅地の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額がその宅地の価額の15%以上である場合には、本特例の適用対象とすることとなりました。様々な統計を見ると、多少のばらつきはあるものの、事業用の宅地と、当該宅地の上で事業の用に供されている減価償却資産の価格の比率は概ね1対1となっているので、実際に事業を行っていた個人事業者であれば、本特例の対象からは除外されないと考えています。なお、基準とした15%の数字は、小規模宅地の特例による減税額を一定の仮定の下に計算すると、土地の価額の15%程度となることを根拠としています。

(2) 法人の事業承継税制の見直し

法人については、小規模宅地の特例が適用されないため、個人事業者と比べ早くから事業承継税制が検討され、平成21年に非上場の中小企業の事業承継において、株式の相続税・贈与税を猶予する制度が創設されました。資料10に制度の概要を示しています。

本制度については、創設後も順次要件緩和が行われてきました。資料11は事業承継税制の改正の経緯を示したものです。制度創設時は、納税猶予対象となる株式は総株式の3分の2まで、税額の猶予割合は80%とされ、承継後の雇用要件や、後継者を親族に限る要件が課されました。その後、雇用要件は平成25年度税制改正と平成29年度税制改正の二度に渡って緩和され、後継者を親族に限る要件は平成25年に撤廃されました。また、平成29年度税制改正では、相続時精算課税の併用もで

きるようになりました。

平成30年度税制改正では事業承継税制そのものについて抜本的な拡充が行われました。資料12は平成30年度税制改正の内容を示したものです。平成30年度税制改正では、全株式を納税猶予対象とし、猶予税額割合を100%としました。また、雇用要件の弾力化や、経営環境の変化に伴う相続税の減免措置が導入された他、承継パターンの拡大により、複数人から1人への承継や、1人から3人までの複数人への承継が可能となりました。

資料13は法人の事業承継税制について、手続の流れを示したものです。本税制の適用にあたっては、特例承継計画を作成し、当該計画につき都道府県知事の認定を受ける必要があります。認定を受けた上で税務署に申告すると納税猶予を受けることができますが、申告期限後5年間は事業の継続に係る報告書を毎年提出する必要がある、5年経過後も継続届出書を3年に一度提出する必要があります。

本税制の政策目的は、中小企業に事業を継続していただくことにより、地域経済に活力を与え、雇用を守ることにあります。資産管理会社は、事業承継税制の政策目的にそぐわないため、適用対象から除外しています。

資料14は、本税制の適用除外となる資産管理会社の要件を示したものです。資産管理会社の判定基準には、資産保有型会社と資産運用型会社の2つの要件を設けています。現預金・遊休不動産等の特定資産が総資産の70%以上、あるいは特定資産の運用収入が総収入金額の75%以上を占める法人については、事業承継税制の適用対象外としています。

この資産管理会社の要件については、議論を要する点がありました。例えば1億円の資

産を保有している法人が、高価な事業用機械を購入するために5億円借入した場合、機械自体は特定資産ではないものの、借入から機械の購入までの間は、借入金が預金として滞留するため、総資産に占める特定資産の割合が大きくなり、短期間の間、形式的には資産管理会社に該当してしまう可能性があります。

税務署は、同一の会社を毎日監視しているわけではないため、一時的に上記のような事態が生じたとしても、実際に本税制の適用を停止することはなかったと思われますが、制度上の担保がないため、何らかの手当てを行う必要があると考えていました。

このような問題意識から、令和元年度税制改正では、資産管理会社の要件について見直しを行いました。資料15は見直しの内容を示したものです。資産保有型会社については、一時的に要件に該当してしまっても、資金の借入れ等の事由発生から6カ月後までに基準を下回れば、事業承継税制の適用を継続することとしました。資産運用型会社については、要件が若干複雑ですが、資産保有型会社と同様の趣旨の改正を行っています。

(3) 教育資金・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

次に、教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しの内容についてご説明します。

資料16は、教育資金の一括贈与非課税措置について、令和元年度税制改正以前の制度概要を示したものです。本制度は、親や祖父母等の直系尊属が子どもや孫等の名義の口座に教育資金を一括して拠出した場合に、子どもや孫等の受贈者ごとに1,500万円まで贈与税

を非課税とする制度です。通常1,500万円を贈与した場合、1,390万円に対して贈与税が課税されるため、かなりの税額となりますが、本制度を利用すれば、教育資金として支出する限りにおいては、贈与税を課税されません。

本制度は、典型的には祖父母から孫に対してのことが多いと想定されます。贈与者が亡くなられた場合でも、その時点の残高は相続財産に加算されないこととなっていました。また、受贈者の年齢要件は30歳ですが、年齢制限を迎える前に残高を使い切っていれば、贈与税あるいは相続税は課税されません。多くの信託銀行には本制度を活用した商品のパンフレットが置いてあり、たくさんの方にご利用いただいている制度です。

資料17では、拠出された教育資金を支出することができる範囲を示しています。小学校、中学校、高校、大学等、学校教育法上の学校等に支払う入学金・授業料等の他、500万円以内であれば学習活動、スポーツ、文化芸術活動、教養といった習い事等にも支出することができるなど、用途が幅広いことも、多くご利用いただいている理由だと考えています。払出しの際は、金融機関が領収書等をチェックすることにより教育目的の支出であることを確認することとなっています。

資料18は、本制度を利用した商品である教育資金贈与信託の受託状況を示したものです。延べ契約数は20万件を超えていて、累計の信託財産設定額も1.4兆円超まで積み上がっており、多くの方にご利用いただいた制度であることがご理解いただけたと思います。制度創設当初と比較すると、現在は新規受託の伸びは一段落し、定常状態になっていると考えています。直近1年間のデータでは、新規受託件数は1.3万件、信託財産設定額は

0.13兆円です。

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置は、親等の直系尊属が子ども等に結婚・子育て資金を一括して拠出する場合、1,000万円を非課税とする制度です。令和元年度税制改正以前の制度概要は資料19のとおりですが、結婚・子育て資金の贈与を対象とした制度であるため、受贈者の年齢要件は20歳から50歳となっており、贈与者が亡くなったときの残高は相続財産に加算されることとなっています。

資料20は結婚・子育て資金として支出できる範囲を示したものです。妊娠、出産、育児に関する金銭は1,000万円まで支出できることとなっており、不妊治療や未就学児の医療費も対象となります。また、300万円以内であれば、挙式費用、家賃、転居費用等としても支出できます。

なお、育児に関する金銭として、子どもの保育費にも支出することが可能ですが、これは教育資金の一括贈与非課税措置においても対象となっています。子どもの保育費を結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置を用いて贈与された資金から支出した場合、重複して教育資金の一括贈与措置を用いて贈与された資金を支出することはできません。

資料21は、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置を利用した商品である結婚・子育て支援信託の受託状況を示したものです。教育資金贈与信託と比べると契約数・信託財産設定額はかなり少ないですが、新規契約の推移は同じような傾向を示しており、定常状態となっています。直近1年間のデータでは、新規契約数が126件、信託財産設定額が17億円となっています。

教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の両制度は平成30年度末で適用

期限を迎えたことから、令和元年度税制改正において、制度の見直しが議論となりましたが、両制度については、賛否両論がありました。

両制度の政策目的の一つは、高齢者に資産が集中している現状を踏まえ、これを若年層に移転することにより、経済活性化を促すことにありました。一方で、資料22のとおり、格差の固定化を招くとの懸念が様々な場で示されてきました。2015年11月に政府税制調査会が取りまとめた「今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理」では、高齢者が保有する資産の早期移転を促すために設けられている各種の非課税措置について、当該資産が子・孫等の家族内のみに非課税で承継されることで、格差の固定化につながりかねない面もあるとの指摘がなされていました。令和元年度税制改正における両制度の見直しにあたっては、このような点にも配慮しつつ議論を進めました。

資料23は、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の受贈者の所得について示したものです。結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の受贈者は、同世代と比較しても所得が高い傾向にあり、中にはかなり所得水準の高い者が含まれていることが分かります。また、所得水準の高い受贈者ほど、高額の贈与を受けていることも判明しました。親等が多くの資産を保有している場合、その子どもも高所得者となる傾向があるようです。

資料24は、教育資金の一括贈与非課税措置における具体的な資金使途について、概観を示したものです。本制度では、500万円以内であれば、学校等以外への支出も対象とすることができそうですが、今回の見直し以前は、例えば大学を卒業後に、趣味の習い事やレジャ

ー用の免許取得等に支出することも可能でした。

また、本制度は、同一の贈与者からでも受贈者1人ごとに1,500万円まで贈与することができ、贈与者死亡時の残高に相続税がかからないため、節税目的の利用が容易な仕組みとなっています。例えば資料25のように、孫4人、30歳未満の子ども2人に贈与すれば、合計で最大9,000万円贈与することも可能でした。

資料26は、令和元年度税制改正における両制度の見直しの検討にあたり、論点となった事項を示したものです。まず、両制度の存廃について議論となりました。また、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置で所得が高い受贈者ほど多くの贈与を受けている傾向が見られたこともあり、両制度に所得要件が設けられていない現状をどう考えるかという点も議論されました。

また、教育資金の一括贈与非課税措置において、社会人となった受贈者が趣味の習い事、レジャー用の資格取得、スポーツの個人指導等に資金を支出可能であることについて議論となりました。さらに、同制度は贈与者死亡時の残高が相続税の課税対象にならないため、節税目的の利用が一定数存在すると推測されるところ、就学中の受贈者に配慮した形で、一定の歯止めをかける必要性について論点となりました。

資料27と資料28は、令和元年度税制改正における教育資金の一括贈与非課税措置の見直し内容を示しています。制度の適用期限は2年間延長することとなりました。受贈者の所得制限につきましては、前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には本制度の適用を受けられないこととしました。

資金使途の範囲については、社会人となった受贈者の習い事や趣味への支出を制度の対象に含めることは制度趣旨にそぐわないことから、23歳以上の者については、資金使途を学校等、学校等関連、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に制限することとしました。22歳以下の受贈者については、資金使途に係る変更はありません。

贈与者死亡時の残高については、相続税を回避するための駆け込み的な利用は抑制すべきという観点から、贈与者が相続開始前3年以内に行った贈与については、受贈者が23歳以上で、学校等に在学しておらず、教育訓練も受けていない場合は相続財産に加算することとしました。例えば、25歳の受贈者が、贈与者が亡くなる2年前に贈与をしたケースでは、受贈者が働いていて、学校等に在学していない等の場合、相続財産に加算されます。

残高に対する贈与税の課税については、拡充を行いました。これまでは、受贈者の年齢が30歳に到達した時点で、残高に贈与税を課税することとなっていました。30歳到達時に学校等に在学等をし、その後継続している限りにおいては贈与税を課税せず、最長で40歳まで利用できることとしました。この拡充は、昨今30代で大学院の博士課程に通う学生がよく見られ、社会人で大学院に通う学生も増えていることから、30歳以上の学生が本制度を利用できるようにしたものです。

社会人学生が増えている背景には、学術界において、いわゆる論文博士が減少してきたことが関係している可能性があります。論文博士とは、博士課程を修了せず、論文を審査してもらうことで博士号を取得した博士のことを指します。過去、日本では多くの論文博士が存在したようですが、海外では、博士号

取得には原則として博士課程を修了する必要があるため、論文博士はほとんど存在しません。昨今、日本でも論文博士が減少傾向にあることから、社会人で博士号を取得する人を増やそうという動きがあるようです。

実際のところ、特に産業に直結する分野では、社会人学生のほうが多い研究室すらあります。また、一度企業等での勤務を経てから退職して博士課程の院生となる場合や、博士課程の標準年限ではとても研究が終わらない分野もあるようです。

30歳到達後の受贈者が引き続き教育資金の一括贈与非課税措置の適用を受けるには、「継続して」学校等に在学等をしていることが前提となりますが、実際には、在学途中で留学することも考えられます。そこで、その年中のいずれかの日において学校等に在学し、又は教育訓練を受けている日があれば、学校等への在学等が継続しているとみなすこととしました。例えば3月まで日本の大学院の修士課程に在学し、当該年の9月からアメリカの大学院のPh.D. コースに留学するというような場合は、在学等が継続しているものとみなされます。

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し内容は、資料29のとおりです。教育資金の一括贈与非課税措置と同じく、適用期限が2年延長され、受贈者に1,000万円の所得制限が設けられました。

(4) 民法改正に伴う税制上の措置

続いて、民法改正に伴う税制上の措置についてご説明します。ご承知のとおり、非嫡出子の相続分に関する最高裁の違憲決定を受けて、法務省において、相続法を中心に民法の抜本的な見直しが検討されました。その結果、

民法改正が行われましたが、その中で相続税制にも影響する部分がありました。

1つ目は、配偶者居住権の新設です。資料30に制度の概要を示していますが、配偶者居住権は、配偶者の居住建物を対象として、終身または一定期間、配偶者がその建物に居住することができる権利として新設されたものです。被相続人の配偶者は、遺産分割において、配偶者居住権を取得できるようになりました。

例えば相続財産として3,000万円の自宅と、3,000万円の預金がある場合、これを被相続人の配偶者と子どもとで分割することとなります。配偶者が家に住み続けたいと考える場合は、法定相続分に従えば、自身は3,000万円の家を相続し、残りの相続財産である3,000万円の預金を子どもに相続させることとなりますが、家は相続できても、現金が相続できないため困窮してしまう可能性があります。

主に利用が想定されているのは、自宅の価格が高く、現金が少ないような場合です。まず、自宅を居住権負担付不動産と配偶者居住権に分け、配偶者居住権の価額が1,500万円であれば、配偶者は配偶者居住権1,500万円と現金1,500万円を相続します。子どもは家の所有権を相続する一方、配偶者居住権の価値を除いた住宅の所有権1,500万円と現金1,500万円を相続することとなります。配偶者居住権を設定すれば、自宅の所有権が子どもに移転しても、終身自宅に居住し続けることができ、併せて一定程度の現金も相続することとなります。

資料31は、配偶者居住権の価額の評価の考え方を示したものです。相続発生から配偶者の余命年数を使って、余命分まで減価した金

額を割引現在価値に割り戻した価額を、所有権部分の時価から差し引いて計算します。

例えば配偶者の余命年数が20年である場合、自宅の20年後の価額を計算します。自宅の耐用年数が30年であれば、残存価額等を考えずに計算すれば20年後の価額は現在の3分の1となります。これを割引率3%で現在価値に割り戻すと、所有権の価額になります。そして、現在の自宅の価額から所有権の価額を引いた部分が配偶者居住権の価額になります。

なお、配偶者居住権の計算にあたっては、純理論的には、1年経過ごとの亡くなる確率と1年経過するごとの自宅の価額をそれぞれ算出した上で、割引現在価値に戻して計算するという計算方法も考えられないわけではないのですが、計算が複雑になるため、他の税制にもならって平均余命を使った計算方法としています。

所有権と配偶者居住権に分割するだけで節税ができるような事態が生じることを防ぐため所有権と配偶者居住権を足して建物の時価になるような計算方法としています。

資料32は土地に係る評価方法の考え方を示したものです。建物と同様の考え方ですが、土地は減価しないので、配偶者の余命年数が過ぎても価額が変わらないと仮定した計算方法としています。無論、土地の市場価格は変動しますが、配偶者居住権の評価においては加味しないこととしています。

資料33は、配偶者居住権の具体的な計算方法です、先ほどのご説明した配偶者居住権の評価に係る考え方を、数式に落とし込んだものです。耐用年数と経過年数の差を分母に、耐用年数と経過年数の差から存続年数を差し引いたものを分子にした係数を建物の価額に

乗じ、さらに複利現価率を乗じることとしています。

2つ目は、特別寄与料の新設です。これまでも、被相続人の生前に療養看護をした相続人については寄与分を請求することが可能でした。しかし、寄与分を請求できるのは相続人のみであり、例えば被相続人の子の配偶者が療養看護をした場合でも、当該配偶者は寄与分を請求できませんでした。遺言があれば、療養看護を行った相続人以外の親族も遺贈を受けることが可能ですが、遺言がない場合は財産を受け取る方法がありませんでした。

資料34は、特別寄与料制度の概要です。今回の民法改正により、相続人以外の被相続人の親族が被相続人の療養看護等を行った場合、特別寄与料を請求できることになりました。

資料35は、特別寄与料の課税上の取扱いを示したものです。特別寄与料に課税する税目については、所得税・贈与税・相続税の3つが考えられますが、親族が相続人に請求するものであり、遺産分割や遺贈の対象ではなく、遺産そのものではない一方で、人の死亡に起因する経済的価値の移転であり、遺産額を上限としていることから、遺贈と同視して相続税の課税対象とすることとなりました。日本は法定相続分課税方式を採用しているため、療養看護を行った相続人以外の親族に対して相続人が特別寄与料を払った場合、相続人の支払う相続税の額は減少し、相続財産全体に課税される税額は変わりません。

3つ目は成年年齢引下げです。民法改正により、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることに伴い、税制上年齢要件を20歳または成年、あるいは未成年としている制度については、成年年齢を18歳に引き下げることとし

ました。見直しの対象となる制度は資料36に挙げていますが、詳細のご説明は割愛させていただきます。

(5) 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

次に、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討についてご説明します。日本の相続税は被相続人の死亡時に課税され、贈与税は暦年で課税されます。贈与税の税率が低ければ、相続税が課税される前に全て贈与するインセンティブが働きますが、日本の贈与税は暦年課税であり、贈与税の税率が相続税と比べて高くなっています。このため、現在の日本の税制は、資産移転の時期に中立的ではありません。つまり、相続で資産を移転するか、毎年110万円ずつ贈与するか、一度に資産を贈与するかで、税額が全く異なります。

例えば、毎年110万円ずつ30年贈与をすれば基本的に税額ゼロとなる一方で、3,300万円を一気に贈与すると3,300万円から110万円を引いた、3,190万円に対してかなりの贈与税額が課されます。相続の場合は、相続財産がどのくらいあるかによって変わりますが、それなりの額の相続税が課されます。

昨今、日本の家計資産が高齢者世帯に偏っていることが問題となっています。一方で、現行の税制ではまとまった金額を一度に生前贈与するとかなりの税額がかかるため、資産の世代間移転が進まず、老老相続が一層増えている傾向にあります。このような現状を踏まえ、資料37のとおり、政府税制調査会において、贈与税に関して資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について検討すべきとの指摘がありました。

資料38は日本と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較を示したのですが、日本の税制は、世界では標準的な制度ではありません。例えばアメリカは生涯にわたる贈与と相続に対して、一体的に課税する制度を採用しており、年間控除等を除けば、どの時期に資産を移転しても税負担は基本的に変わりません。同様の例は他の国でも見られ、アイルランドにおいても、少なくとも2000年代初頭までは累積の贈与額と相続額に対して一体的に課税する制度を採用していました。また、シャウブ税制の時代は、取得課税方式と遺産税方式という違いはありますが、日本もアメリカと同様の制度でした。

一方、ドイツ、フランス等の国では、生涯ではなく死亡以前の一定期間内の贈与と相続に対して一体的に課税されます。具体的には、例えば10万ユーロの贈与をすると、まず10万ユーロに対して課税され、次の年にさらに10万ユーロ贈与すると、20万ユーロに対し課税され、これ以前に納めた贈与税は全額控除されます。その次の年に再び10万ユーロを贈与すると、30万ユーロに対し贈与税が課税され、同じく前年までに納めた贈与税は全額控除されます。この方式も、資産移転の時期に対して比較的中立的な税制です。

資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討については、資料39のとおり、平成31年度与党税制改正大綱でも検討事項となっています。また、相続税・贈与税の見直しの進捗状況を踏まえて、教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置についても、その適用実態も検証した上で、改めて必要性の見直しを行うこととされています。

2. 法人税に係る改正事項

ここからは、法人税に係る改正事項として、研究開発税制についてご説明します。資料40は研究開発税制に関する令和元年度税制改正の概要を示したものです。まず、これまで並列していた総額型、高水準型の2つの類型を、総額型に統合することとなりました。具体的には、制度の簡素化のため、売上に比して高い水準の研究開発を行う企業の増加インセンティブにも配慮した上で、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置を総額型において創設し、これに従前の高水準型を統合しました。

統合後の総額型は、研究開発費の増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直し、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を引き上げることとしました。

また、オープンイノベーション型は、研究開発にあたり、自前主義を脱却して外部と積極的に連携していただきたいという思いから、共同研究や委託研究に対して税制上の優遇措置を設けているものですが、令和元年度税制改正では、質の高い研究開発へ支援を強化する観点から、税額控除の上限を引き上げました。また、対象に研究開発型ベンチャーを明示的に入れることにより、より一層のオープンイノベーションの促進を図ることとしました。

3. その他の改正事項

最後に、その他の税目における主な改正事項について簡単にご説明します。資料41～47は、国税に関する令和元年度税制改正の概要を示したものです。主な改正事項としては、

住宅ローン減税の拡充、自動車税の軽減の他、消費税の軽減税率や医療機関に係る措置等があります。また、中小企業に対する設備投資の支援として、特に防災・減災施設への投資に係る特別償却制度の創設が措置されました。

中長期的な検討事項としては、老後の資産形成に関する包括的な見直しが論点となっています。また先述のとおり資産移転の時期に中立的な税制の検討を行うこととなりました。法人税関係では、連結納税制度の簡素化

が論点となりました。また、国際課税や仮想通貨取引に係る納税環境整備を行なうこととされています。

ご清聴、ありがとうございました。

本稿は、令和元年5月31日に開催された信託セミナーにおける財務省主税局税制第一課課長補佐（現 財務省国際局調査課国際調査室長）石田良氏の講演内容を取りまとめたものである。

（いしだ・りょう）

令和元年度税制改正について ～資産税の改正を中心に～

令和元年5月
財務省主税局税制第一課
石田 良

(資料1)

目 次

1. 資産税に係る改正事項	1
○ 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置	2
○ 法人の事業承継税制の見直し	11
○ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し	19
○ 民法改正に伴う税制上の措置	34
○ 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討	44
2. 法人税に係る改正事項	48
3. その他の改正事項	54

(資料2)

平成30年度税制改正大綱(抄)

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

第三 検討事項

- 5 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

(資料3)

小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要

- 小規模宅地の特例は、居住又は事業の継続への配慮という政策目的のもと、被相続人等の居住又は事業の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額する特例。

区 分 \ 内 容	土地等の価額の減額割合	適用対象面積
居 住 用 宅 地	80%	330㎡まで(注1)
事 業 用 宅 地	80%	400㎡まで(注1)
貸 付 用 宅 地	50%	200㎡まで(注2)

(注1) 事業用宅地と居住用宅地とを併用して適用する場合には、それぞれの限度面積まで適用可能(最大730㎡)。

(注2) なお、貸付用宅地と事業用又は居住用宅地とを併用して適用する場合には、貸付用宅地の限度面積200㎡に換算した範囲内で、事業用又は居住用宅地にも適用できる。

＜具体例＞居住用宅地:250㎡、貸付用宅地:150㎡を有する者の場合

- 居住用宅地については、**250㎡全て適用**

- 貸付用宅地については、**48㎡まで適用** ※
$$200\text{㎡} - 250\text{㎡} \times \frac{200\text{㎡}}{330\text{㎡}} = 48\text{㎡}$$

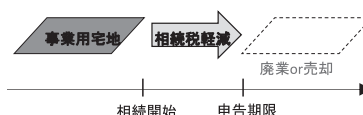
↑ 貸付用宅地の限度面積 ↑ 適用済みの居住用宅地の面積を貸付用宅地の限度面積に換算

(資料4)

現行の事業用小規模宅地特例の問題点①

- ① 現行の小規模宅地の特例は、事業や資産保有の継続要件がなく、事業継続への配慮という本来の政策目的に沿ったものとなっていない。

制度上、相続後の宅地を短期間で売却することも可能であり、制度の適正性について会計検査院から指摘を受けている。



※ 法人の事業承継税制では、事業や株式保有の継続要件が設けられている。

○国会及び内閣に対する報告(随時報告)一会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書一平成29年11月租税特別措置(相続税関係)の適用状況等について(抄)

会計検査院において適用状況をみたところ、小規模宅地等の特例が事業用又は居住用宅地等の相続税の課税価格を軽減することで相続人の事業又は居住の継続等に配慮することを目的として創設された制度であるのに、相続人が、小規模宅地等の特例を適用した土地等を、特に貸付事業用宅地等について短期間しか所有していないものが見受けられ、事業又は居住の継続への配慮という小規模宅地等の特例の政策目的に沿ったものとなっていないと思料される状況となっていた。

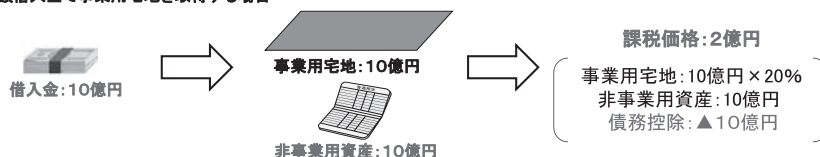
(資料5)

現行の事業用小規模宅地特例の問題点②

- ② 個人事業者の債務には事業用・非事業用の区別がないため、事業用宅地の購入のために行った借入れに係る債務を、非事業用資産と相殺(債務控除)することなどにより、事業と無関係な資産にまで節税効果が及ぶ。

※ 法人の場合は、法人の資産・債務と、経営者個人の資産・債務が、法的・制度的に完全に区別されているため、このような節税策は使えない。

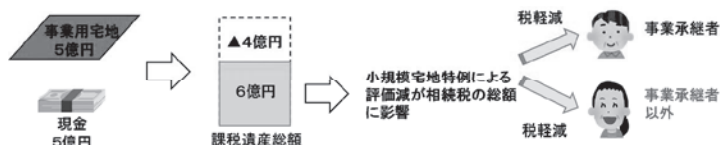
(例)全額借入金で事業用宅地を取得する場合



(資料6)

現行の事業用小規模宅地特例の問題点③

- ③ 小規模宅地の特例は、事業を承継しない他の相続人の税負担にまで軽減効果が及ぶため、制度趣旨や課税の公平性の面から問題がある。



※ 法人の事業承継税制では、事業を承継しない他の相続人の相続税額に影響が生じない計算方法を用いている。

○抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(抄) 平成19年11月20日 税制調査会

第2 各論

6. 資産課税

(1) 相続税

② 課税方式

居住等の継続に配慮した現行の各種特例は、現行課税方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があるため、制度の趣旨や課税の公平性の面からも問題と考えられる。これら特例の拡充はこの問題の増幅につながることに留意する必要がある

(資料7)

個人事業者の小規模宅地特例と法人の事業承継税制の比較

	個人事業者の小規模宅地特例	法人の事業承継税制 (10年の時限措置)
軽減措置の内容	相続税の課税価格の減額	相続税・贈与税の納税猶予及び免除
適用時期	相続	相続、生前贈与
対象資産	事業用宅地	株式
承継計画等	—	- 承継計画を策定し、都道府県知事が確認 - 都道府県知事が要件適合を認定
資産保有要件 事業継続要件	申告期限まで - 事業用宅地の保有 - 事業の継続	終身 - 株式の保有 - 法人が事業を継続 (定期的な確認を実施)
債務控除の扱い	事業用宅地の購入に係る借入れを私的な相続財産の債務控除に充てることが可能	法人の債務を経営者個人の私的な相続財産の債務控除に充てることができない
後継者以外の税額への影響	事業を承継しない他の相続人の税負担にまで軽減効果が及ぶ	事業を承継しない他の相続人の税負担に影響が生じない計算方法
生前贈与に係る遺留分の特例	—	中小企業経営承継円滑化法において、相続時における紛争等の防止のため、遺留分特例を措置

(資料8)

個人事業者の事業承継税制の創設

- 既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提に、10年間の時限措置として、新たな納税猶予制度を創設する。(平成31年1月1日から令和10年12月31日まで)
- 法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成して確認を受ける仕組みとし、承継後は事業・資産保有の継続を定期的に確認。

- 事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産※について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予
 - ※ 固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等
 - ・ 事業用宅地の面積上限(400㎡)と事業用建物の床面積上限(800㎡)を設定
 - ・ 法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付
 - 相続時・生前贈与時いずれにも適用可能とする
 - 事業等の継続要件
 - ・ 個人事業者の事業継続を支援するという政策目的との整合性を確保するため、相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設ける
 - ・ 個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設ける
 - ※ 後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除
 - ※ 経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除
 - 債務控除に関する措置
 - ・ 債務控除を使った制度の濫用を防止するため、被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額から当該債務の額(明らかに事業用でない債務の額を除く)を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする
 - 税額の計算方法
 - ・ 後継者以外の相続人の相続税額に影響が生じない計算方法とする
- ※ 貸付事業(アパート、駐車場等)は、現行の小規模宅地特例においても事業用とは別区分であり、本措置の対象外とする。この他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じる。

(資料9)

事業用の小規模宅地特例の見直し

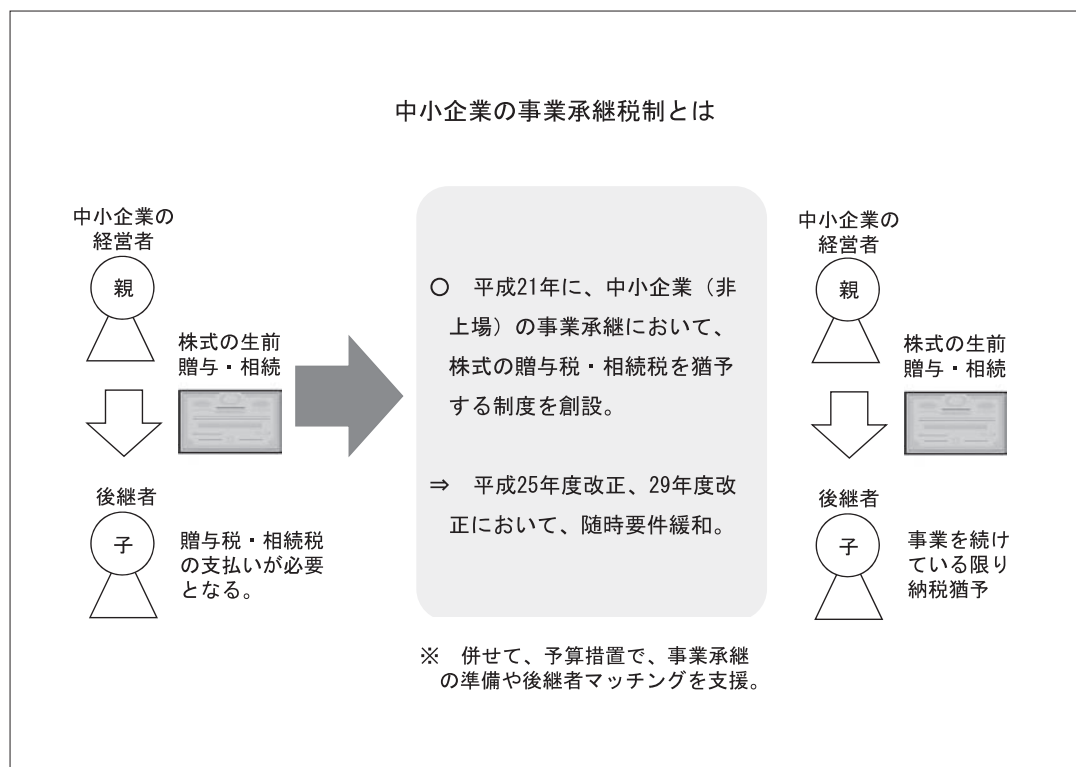
- 事業用の小規模宅地特例は、事業の継続への配慮という政策目的のもと、被相続人等の事業の用に供されていた宅地(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する特例

- 貸付事業用の小規模宅地特例の例にならない、節税を目的とした駆け込み的な適用など、本来の趣旨を逸脱した適用を防止するための最小限の措置を講ずる。

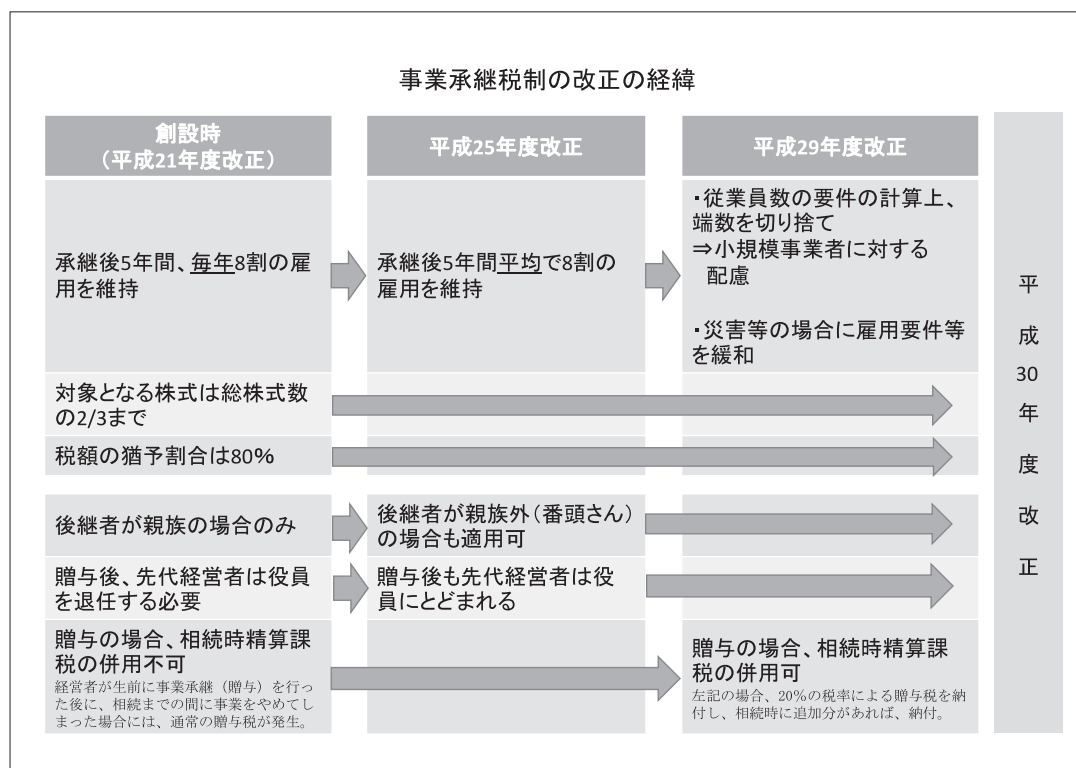
【改正後】

- ① 相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、特例の対象から除外する。
- ② ただし、①に該当する宅地であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、特例の適用対象とする。

(資料10)



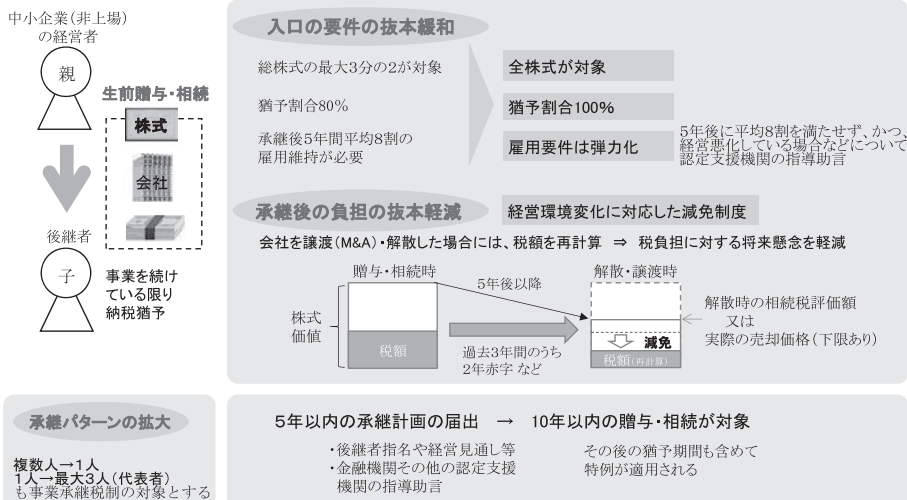
(資料11)



(資料12)

事業承継税制の特例について【平成30年度税制改正】

平成30年1月1日から令和9年12月31日までの贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。



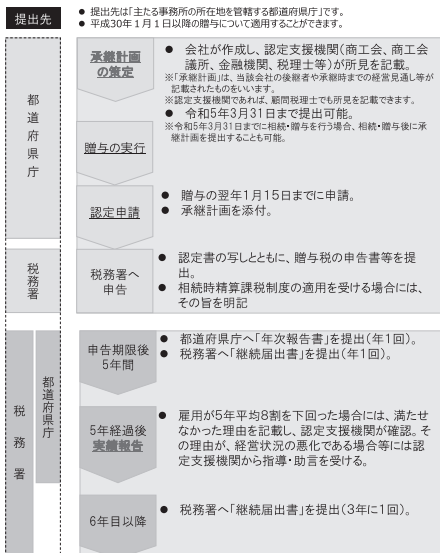
- ※ 併せて、一般社団法人等を利用した課税逃れを防止するため、同族が支配する法人の財産についても相続税の対象とする。
- ※ 上記の税制措置に加え、後継者マッチングの支援等の予算措置、個人保証のあり方の見直しも含めた総合対策が必要。

(資料13)

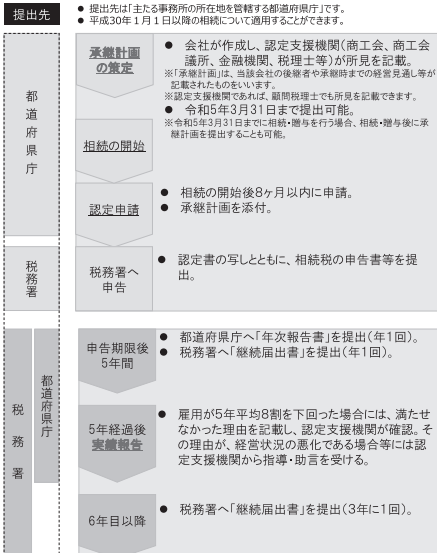
(参考)納税猶予を受けるための手続

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

(1) 贈与税の納税猶予についての手続



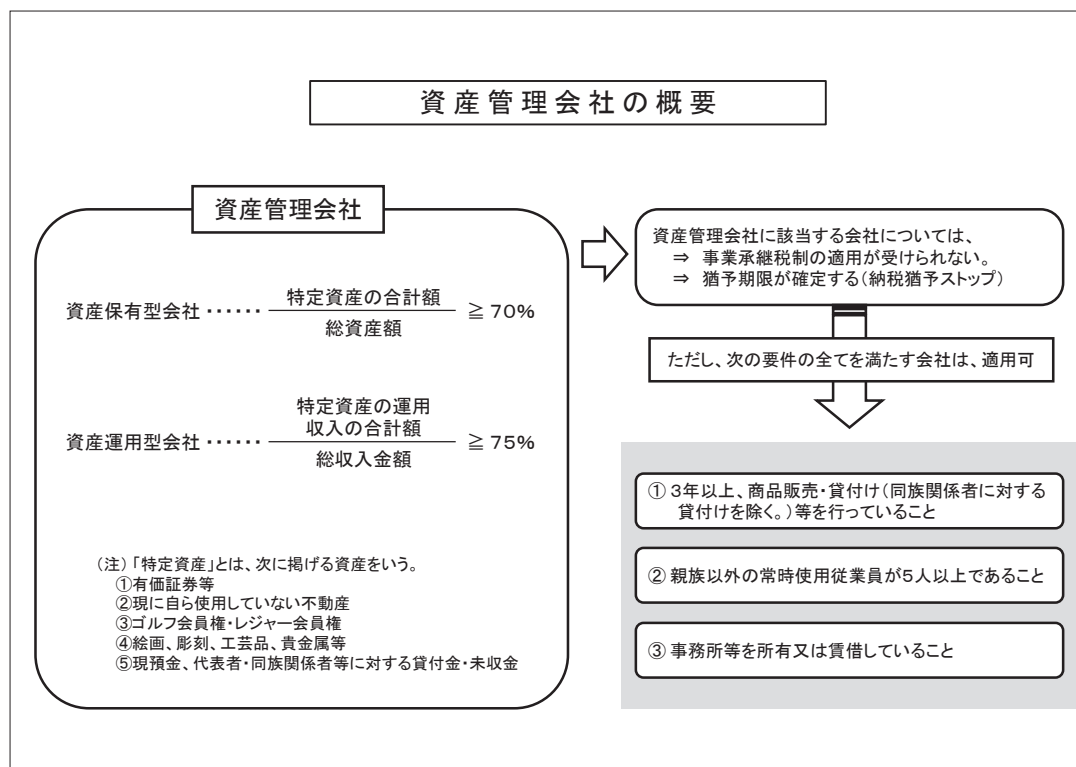
(2) 相続税の納税猶予についての手続



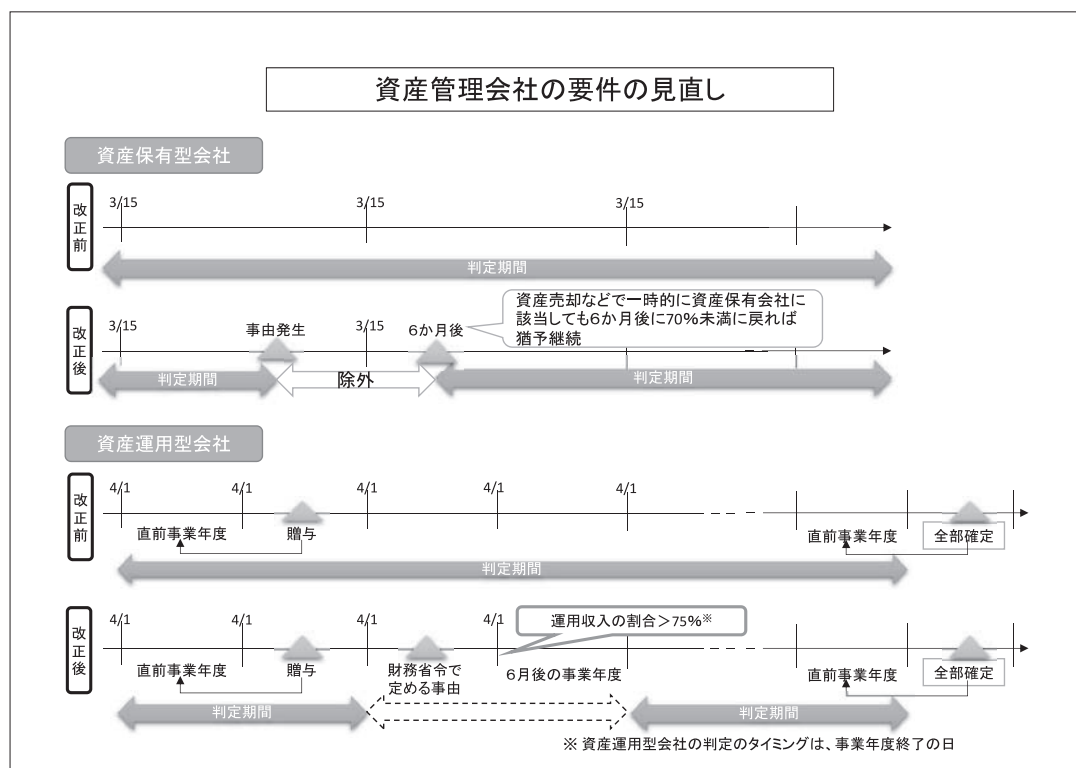
認定支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。(H29年12月時点で27,460機関。うち、金融機関488機関、税理士18,555者)

(備考)中小企業庁作成資料より作成。

(資料14)



(資料15)

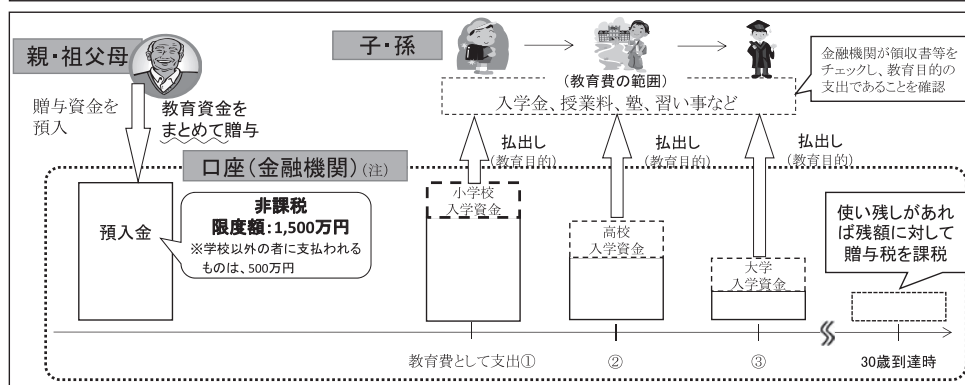


(資料16)

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(元年度改正前)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(注)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(0歳~30歳、所得要件なし)
- 贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。
- 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注) 金融機関とは、信託銀行、銀行等及び証券会社をいう。

(参考) 平成30年9月末時点の実績 契約件数:20万55件、信託財産設定額:約1兆4,333億円

(資料17)

「教育資金」の範囲について

1. 「学校等」に直接支払われる入学金、授業料
その他の金銭 (1,500万円枠)

・「学校等」とは、以下のとおり。

学校教育法に規定する幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校。その他これらに類する施設。(※)

(※) これらに類する施設として、認定こども園、保育所等がある。

・上記の者に対して支払われる、教育に係る役務の提供への対価又は教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費。

(※) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。

2. 「学校等以外の者」に教育に関する役務の
提供等の対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)

・対象となる金銭は以下のとおり。

学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動にかかる教育指導として社会通念上認められるものへの対価。

(※) ・学習塾、予備校など

・文化芸術活動(楽器、舞踏、絵画など)

・スポーツ活動(水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など)

・その他教養(習字、そろばん、外国語会話など)

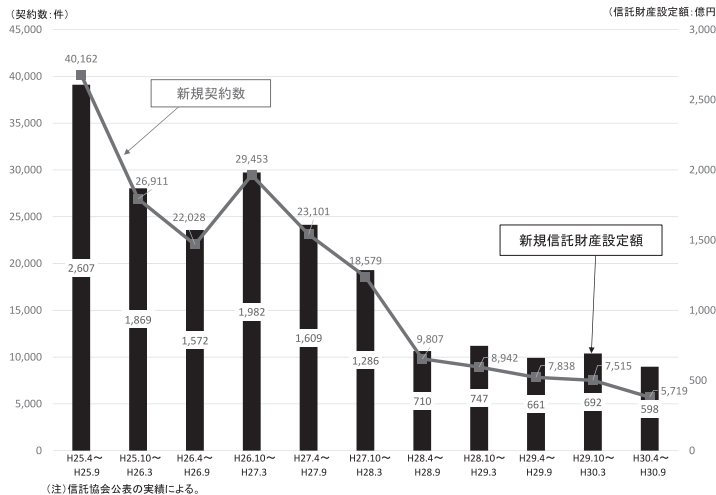
(※) 通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費が含まれる。

(注) 上記1及び2の合計で1,500万円までが非課税。

(資料18)

教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ200,055件、1.43兆円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で13,234件、0.13兆円（H30.9時点）。

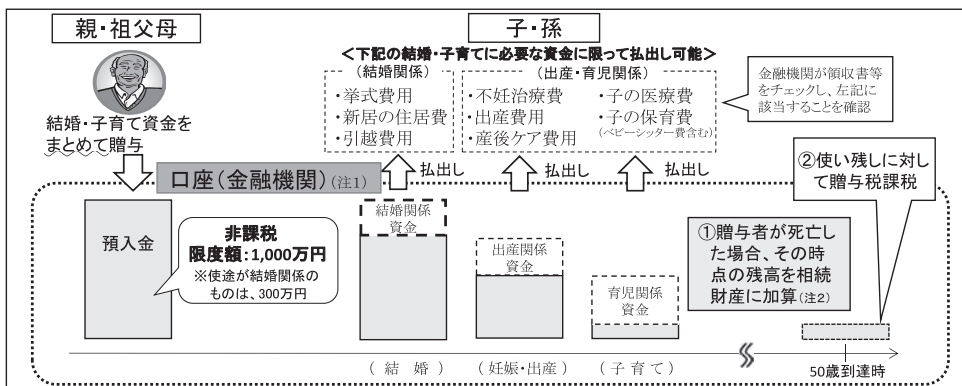


(資料19)

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(元年度改正前)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者: 子・孫(20歳～50歳、所得要件なし)
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をい。 (注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。
 (参考) 平成30年9月末時点の実績 契約件数: 5,409件、信託財産設定額: 約159億円

(資料20)

「結婚・子育て資金」の範囲について

1. 結婚に際して支払う金銭

(300万円枠)

- ・ 対象となる金銭は次のような金銭をいう。
 - 挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用
(婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの)
 - 家賃、敷金等の新居費用、転居費用(一定の期間内に支払われるもの)

2. 妊娠、出産及び育児に要する金銭

(1,000万円枠)

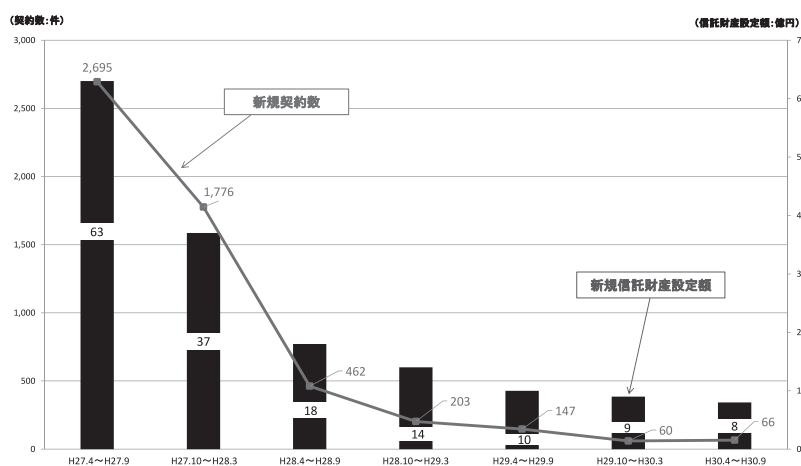
- ・ 対象となる金銭は次のような金銭をいう。
 - 不妊治療・妊婦健診に要する費用
 - 分べん費等・産後ケアに要する費用
 - 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育
(ベビーシッター代を含む)など

(注)上記1及び2の合計で1,000万円までが非課税。

(資料21)

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ5,409件、159億円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で126件、17億円(H30.9時点)。



(資料22)

格差の固定化の論点について

目下はデフレ脱却・経済再生に向けて税制を含めあらゆる政策資源を集中投入すべき状況にある。他方、税制は社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行わなければならない。（平成27年度 与党税制改正大綱（2014.12））

我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現する。
（人づくり革命 基本構想（2018.6））

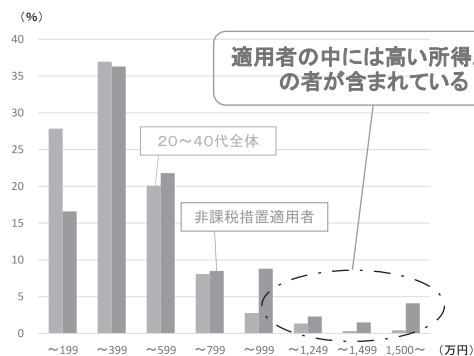
個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。
（骨太の方針（2018.6））

直近では、デフレ脱却・経済再生を早期に実現するという観点から、高齢者が保有する資産の早期移転を促すため、時限措置として各種の非課税措置が設けられている。これらの措置は、資産が子・孫といった家族内のみに非課税で承継され、格差の固定化につながりかねない面もあることから、今後、期限の到来を見据えて、見直しを行っていく必要がある。
（政府税調「今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理」（2015.11））

(資料23)

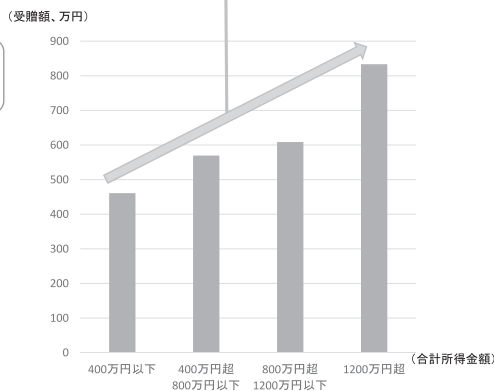
贈与を受ける者の所得について

結婚・子育て資金の非課税措置の適用者は、
同世代の中でも所得が高い傾向にある



（出典）20～40代に係る割合は、平成29年就業構造基本調査より。
結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の適用者に係る割合は、主税局調べ。
（注）結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の適用者は、平成27～30年に本制度の適用を受けた受贈者のうち、255件を調査（サンプル調査）し、申告事項のない者を除いたもの。

結婚・子育て資金の非課税措置の適用者は、
所得水準が高い者ほど
高額な贈与を受けている傾向

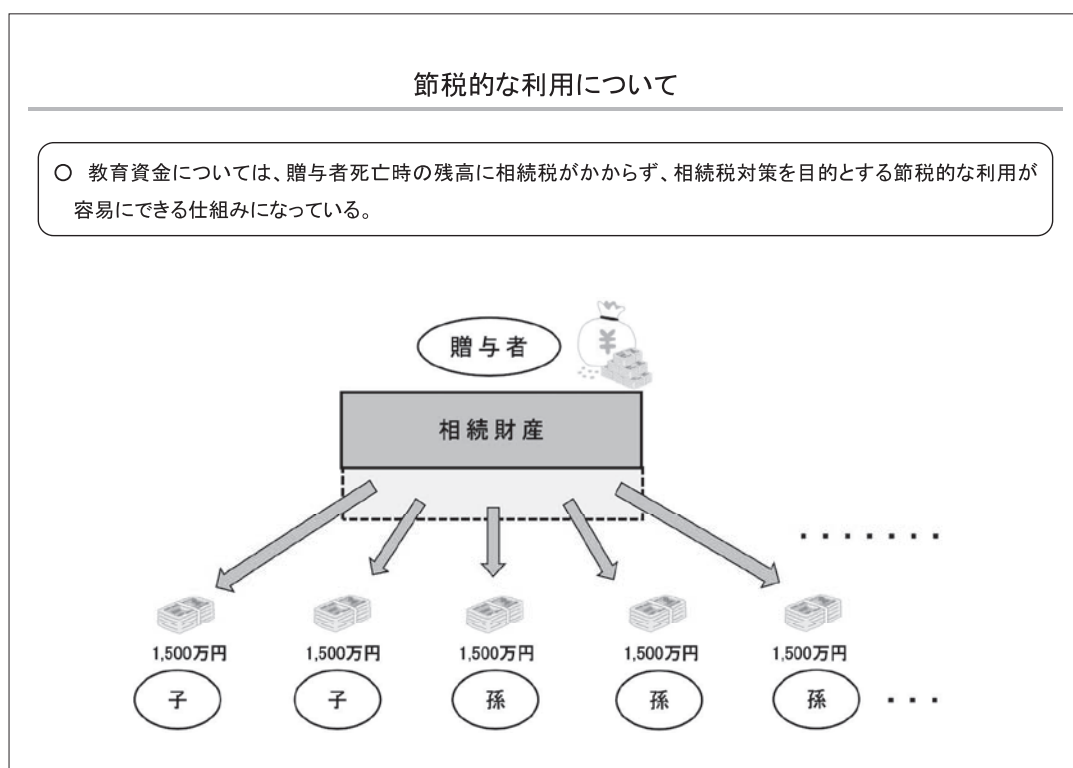


（出典）主税局調べ。
（注）結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の適用者は、平成27～30年に本制度の適用を受けた受贈者のうち、255件を調査（サンプル調査）し、申告事項のない者を除いたもの。

(資料24)

「教育資金」の用途について		
	～ 22歳	23歳 ～
学校等	小中高、大学 など 	大学、大学院 など 
学校等以外	学習塾、音楽教室、水泳教室 など 	一定の教育訓練 (職業訓練講座・職業資格講座 など)  趣味の習い事、レジャー用の免許取得、 スポーツの個人指導 など 

(資料25)



(資料26)

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について ＜検討に当たっての論点＞

- **両措置の存廃**について、どう考えるか。
- 受贈者には高所得の者が含まれることや、所得が高い受贈者ほど高額な贈与を受けている傾向があることを踏まえ、**両措置の受贈者について所得要件が設けられていない**ことをどう考えるか。
- 教育資金の使途に関して、**社会人の年代になった受贈者が、趣味の習い事やレジャー用の資格取得、スポーツの個人指導などに幅広く使用できる**ことについて、どう考えるか。
- 教育資金について、**贈与者死亡時の残高に相続税がかからず、相続税対策を目的とする節税的な利用が容易にできる仕組み**になっていることについて、**就学中等の受贈者への配慮**を含め、どう考えるか。

(資料27)

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

適用期限について

【改正前】

平成31年3月31日までの措置。

【改正後】

令和3年3月31日まで、2年延長する。

受贈者の所得要件について

【改正前】

受贈者に対して所得要件が課されていない。

【改正後】

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととする。

教育資金の範囲について

【改正前】

年齢を問わず、一律に使途の範囲が設定。

【改正後】

23歳以上の者の教育資金の範囲について、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用(留学渡航費等)、③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定することとする。

(資料28)

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

残高に対する贈与税の課税について

【改正前】

30歳到達時に、その時点の残高に対して贈与税を課税。

【改正後】

30歳到達時において、現に①学校等に在学し又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととし、その後、①又は②の事由がなくなった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする。(ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする。)

贈与者死亡時の残高について

【改正前】

贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。

【改正後】

贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとする。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(資料29)

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

適用期限について

【改正前】

平成31年3月31日までの措置。

【改正後】

令和3年3月31日まで、2年延長する。

受贈者の所得要件について

【改正前】

受贈者に対して所得要件が課されていない。

【改正後】

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととする。

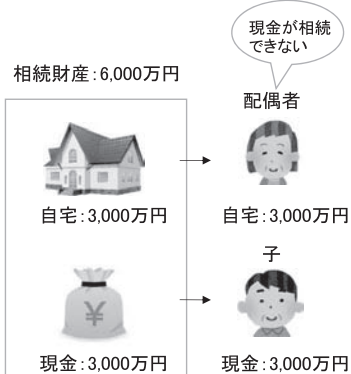
(資料30)

配偶者居住権(制度の概要)

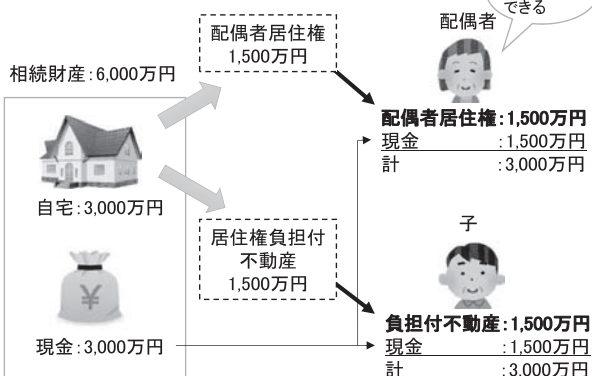
○ 配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者が居住することができる法定の権利(配偶者居住権)を創設。【民法1028条】
 ※ 配偶者のために居住建物の使用収益権のみが認められ、処分権のない権利を創設することにより、遺産分割の際、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合よりも低廉な価額で居住権を確保することができるようにすることを目的とする。

(具体例) 相続財産は、自宅(3,000万円)と現金(3,000万円)。2人の相続人(配偶者・子)が法定相続する場合

【自宅の所有権を取得する場合】



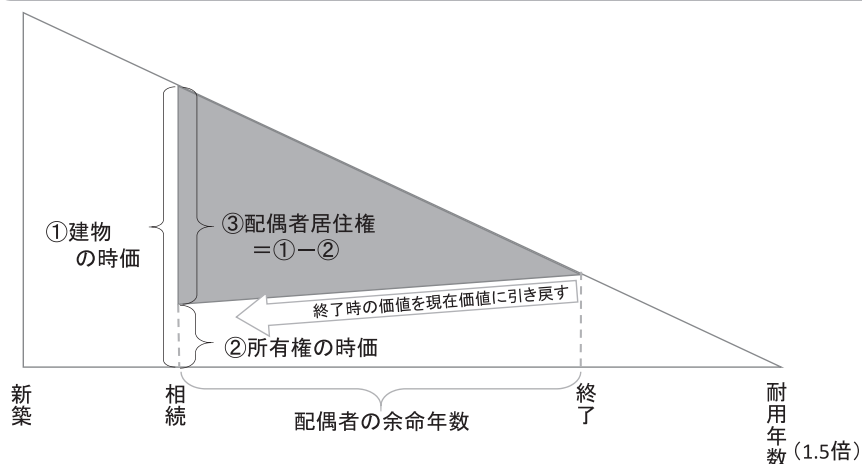
【配偶者居住権を取得する場合】



(資料31)

配偶者居住権の評価の考え方(建物)

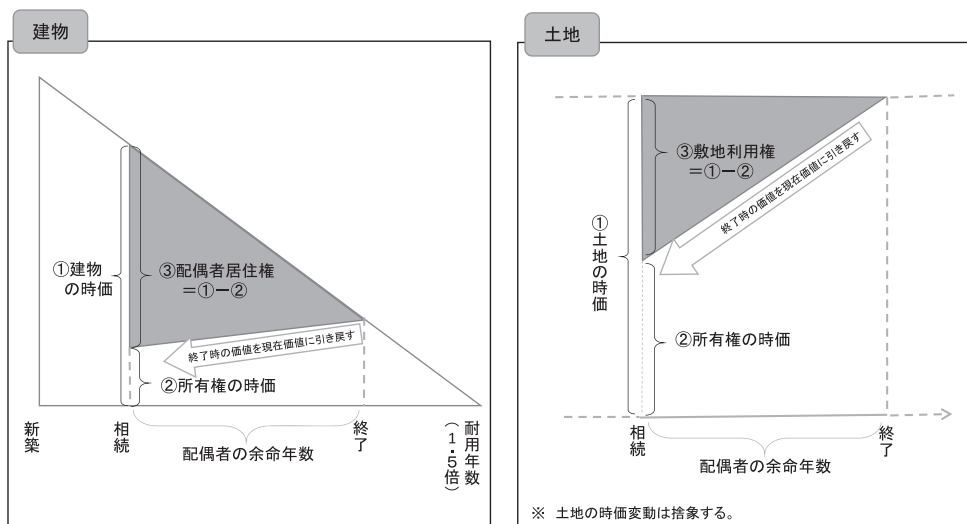
配偶者居住権の存続期間(原則は配偶者の平均余命年数)終了時の建物の価額を相続時の価額に時点修正(所有権部分の時価)し、建物の時価と所有権部分の時価との差額を「配偶者居住権の時価」とする。



※実際の相続税申告では、建物の時価には固定資産税評価額が用いられるため、一定の残存価額がある。

(資料32)

配偶者居住権の評価の考え方(土地・建物)



(資料33)

具体的な計算方法

建物側

○ 配偶者居住権の価額

$$\text{居住用建物の価額} - \text{居住用建物の価額} \times \frac{(\text{耐用年数} \times 1 - \text{経過年数}) - \text{存続年数}}{(\text{耐用年数} - \text{経過年数})} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率(3\%)に基づく複利現価率}$$

○ 建物の所有権部分の価額

$$\text{建物の価額} \times 2 - \text{配偶者居住権の価額}$$

※1 非事業用(1.5倍したもの)

※2 相続税法第22条の時価(賃借権が設定されている場合にはその控除後のもの)

土地側

○ 敷地利用権の価額

$$\text{土地の価額} - \text{土地の価額} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率(3\%)に基づく複利現価率}$$

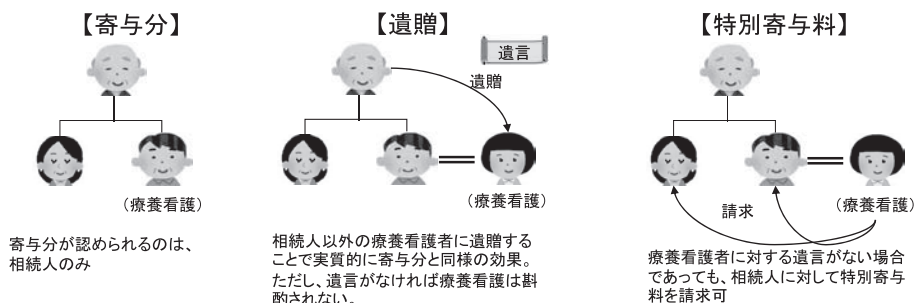
○ 土地の所有権部分の価額

$$\text{土地の価額} \times 2 - \text{敷地利用権の価額}$$

※相続税法第22条の時価(賃借権が設定されている場合にはその控除後のもの)

(資料34)

特別寄与料(制度の概要・制度間比較)



	寄与分	特別寄与料
寄与者の範囲	相続人	相続人以外の親族
要件	①「特別の寄与」であること ②相続財産の維持・増加と相当因果関係があること ③貢献が無償であること	
寄与行為	①被相続人の事業に関する労務の提供 ②財産上の給付 ③被相続人の療養看護 ④その他の方法	①被相続人の事業に関する労務の提供 ②被相続人の療養看護 ③その他の労務の提供
手続	①相続人間の協議 ②家庭裁判所の調停又は審判	①特別寄与者と相続人との協議 ②家庭裁判所の調停又は審判
効果	具体的相続分の増加	相続人に対する金銭支払請求権の取得

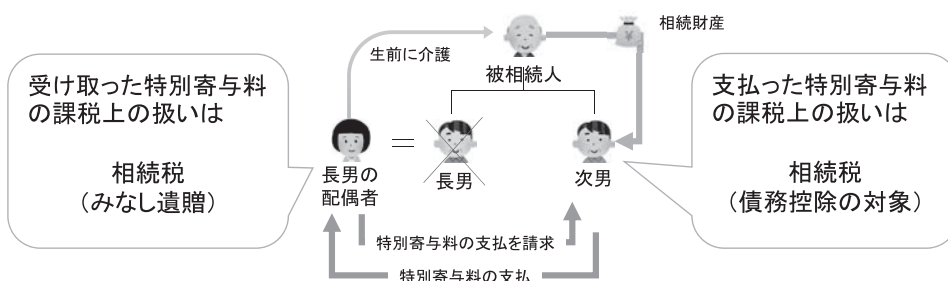
(資料35)

特別寄与料(税制)

「特別寄与料」とは、前ページのとおり、相続人以外の被相続人の親族(子の配偶者等)が被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭(特別寄与料)の支払い請求をすることができるもの。【民法1050条】

【特徴】

- 親族が相続人に請求するものであり、遺産分割や遺贈の対象ではなく、遺産そのものではない。
- ただし、人の死亡に起因する経済的価値の移転であり、遺産額を上限としている。



【参考】 遺産そのものを取得しない代償分割の場合、相続税の枠内で整理。

(資料36)

民法における成年年齢引下げを踏まえた税制上の措置

- 平成30年6月に、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が公布された。
- 税制上、年齢要件を20歳又は成年(未成年)としている制度は、対象者の行為能力や管理能力に着目して要件を定めていることから、民法における成年年齢引下げに合わせて18歳に引き下げることにする。 ※令和4年4月1日施行。

【見直しの対象となる制度】

法律名	内 容
相続税法	・ 20歳未満 の者に対する控除制度(未成年者控除) ・相続時精算課税制度における受贈者の要件について 20歳以上
租税特別措置法	・NISA利用者について 20歳以上 、ジュニアNISA利用者について 20歳未満 (ジュニアNISAの払出し制限は18歳で解除) ・贈与税の税率の特例(子や孫等の税率構造緩和)における受贈者の要件について 20歳以上 ・相続時精算課税制度の特例(受贈者に孫等を追加)における受贈者の要件について 20歳以上 ・非上場株式等に係る贈与税の納税猶予における受贈者の要件について 20歳以上
国税通則法	・臨検等の立会人として 成年者
国税徴収法	・搜索の立会人として 成年者
税理士法	・税理士の欠格事由として 未成年者
酒税法	・ 未成年者 に対する製造免許等の付与要件
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	・酒類販売管理者の要件は 未成年者 でないこと

※ 関税法においても、臨検等の立会人として成年者を規定。

※ 上記のほかにも年齢要件を20歳以上としている措置があるが、民法改正法の施行日まで適用期限が到来する。

(資料37)

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理(抄)

〔平成27年11月
政府税制調査会〕

第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅲ. 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

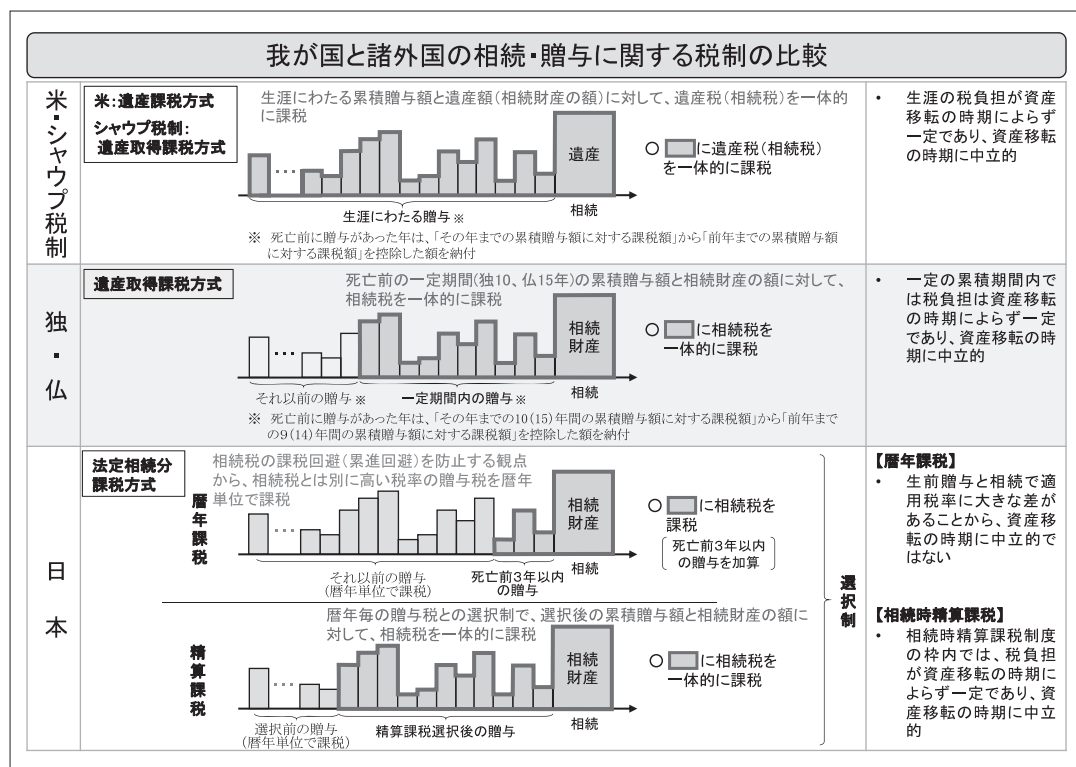
3. 贈与税の見直しにあたっての考え方 — 格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築

贈与税については、相続税の課税回避を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。しかし、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となった。このため、平成15年度税制改正において、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。

直近では、デフレ脱却・経済再生を早期に実現するという観点から、高齢者が保有する資産の早期移転を促すため、時限措置として各種の非課税措置が設けられている。これらの措置は、資産が子・孫といった家族内のみに非課税で承継され、格差の固定化につながりかねない面もあることから、今後、期限の到来を見据えて、見直しを行っていく必要がある。

その際、高齢者の資産保有が増加し、「老老相続」が一層進んでいる現状を踏まえると、贈与税については、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について、相続税との関係も含め、さらに幅広く検討していく必要がある。

(資料38)



(資料39)

平成31年度税制改正大綱(抄)

平成30年12月14日
自 民 党
公 明 党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(2) 相続税・贈与税のあり方

② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。諸外国の制度を見ると、生前贈与と相続に対して遺産税もしくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある。一方、わが国においては、平成15年に相続時精算課税制度が導入されており、本制度の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われるが、本制度は必ずしも十分に活用されていない。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

(資料40)

研究開発税制の見直し

研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行う。

- 質の高い研究開発へ支援を強化する観点から、オープンイノベーション型について、対象に民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への一定の委託研究を追加する等とともに、控除上限を引上げ。
- 総額型については、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を引き上げるとともに、増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直す。税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長。
- 高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置を創設し統合。

総額型		総額型	
一般試験研究費に係る税額控除		試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※)	
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)	税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) ※ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×(試験研究費割合－10%)×0.5を加算※
控除上限	法人税額の25% ※ 中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合） ※ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ（※：高水準型との選択）	控除上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） ※ 中小法人：10%上乗せ（増加率8%超の場合）※ ※ 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※
高水準型(30年度末期限) 平均売上金額の10%超の試験研究費に係る税額控除		※ 令和2年度末までの期限措置 総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超 の部分	
税額控除率	(試験研究費割合－10%)×20%	オープンイノベーション型	
控除上限	法人税額の10%	税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or25%or30%
オープンイノベーション型 特別試験研究費に係る税額控除		控除上限	法人税額の10%（一般試験研究費とは別枠）
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or30%	対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への委託研究のうち、一定のもの ・一定の特定用途医薬品等に関する試験研究 など
控除上限	法人税額の5%（一般試験研究費とは別枠）		
対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 など		

(資料41)

令和元年度税制改正の概要（国税）

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化に向けて、自動車と住宅に対する税制上の支援策等を講ずる。また、デフレ脱却・経済再生を確実なものとするため、イノベーションを促進するための研究開発税制の見直しや、地方創生に資する措置等を講ずる。あわせて、経済活動の国際化・多様化等を踏まえた国際課税の見直しや納税環境整備等を行う。

1. 消費税率の引上げに伴う対応

- 消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策
- 住宅に係る措置
- 自動車に係る措置
- 軽減税率制度の実施
- 医療に係る措置

2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進

- イノベーション促進のための研究開発税制の見直し
- 個人事業者の事業承継に対する支援
- 中堅・中小企業による設備投資等の支援
- 地方創生の推進
- 頻発する災害への対応

3. 車体課税

4. 経済社会の構造化等を踏まえた税制の検討

- 個人所得課税のあり方
- 相続税・贈与税のあり方
- 連結納税制度の簡素化等

5. 経済活動の国際化・電子化への対応と租税回避・脱税の効果的な抑制

6. 円滑・適正な納税のための環境整備

(資料42)

1. 消費税率の引上げに伴う対応	
○ 消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策	税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者周知し、柔軟に価格設定できる環境を整備。 同時に、下請事業者が買いたたき等の転嫁拒否を受けることがないよう、転嫁対策を推進。
○ 住宅に係る措置	予算措置と併せて、消費税率引上げ後の購入にメリットが出るよう、住宅ローン控除を拡充。 消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年⇒13年）。 11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定。具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除。 ① 建物購入価格の2/3% ② 住宅ローン年末残高の1% 適用期間は2020年末まで。改正前の住宅ローン減税（一般住宅）（ローン残高（最大4,000万円）の1%を控除（最大40万円）） 控除期間を3年延長 建物購入価格の2%（2/3%×3年間）の範囲で減税
○ 自動車に係る措置	消費税率引上げ後に購入した新車から自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化。 また、自動車の取得時の負担感を緩和するため、消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。
○ 軽減税率制度の実施	Q & Aの追加、個別の相談対応など一層の周知徹底。レジ導入等への支援により事業者の準備を促進。 財源確保について、歳入面においては、平成30年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入によるものとし、歳出面においては、総合合算制度の見送りに加えて、これまでの社会保障の見直しの効果の一部を活用する。
○ 医療に係る措置	仕入税額相当分の診療報酬による補てんについて、診療報酬の配点方法の精緻化により、医療機関種別のばらつきを是正。 医師の勤務時間短縮や、地域医療体制の確保、高額医療機器の共同利用の推進など効率的な配置の促進といった観点から、医療用機器の特別償却制度の拡充・見直しを行う。

(資料43)

2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進	
○ イノベーション促進のための研究開発税制の見直し	質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、研究開発税制の見直しを行う。 ① オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究（注）等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（改正前：5%）に引き上げる。 （注）①委託を受けて行う受託者の業務が試験研究に該当するもの、②委託者の試験研究が基礎研究・応用研究又は受託者の知的財産等を利用するものであること、などを満たす委託研究 （※）一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とする。 ② 総額型について、増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業⁽¹⁾の控除上限を法人税額の40%（改正前：25%）に引き上げる。 （注）設立後10年以内で当期において翌期繰越欠損金を有する法人（大法人の子会社等を除く。） ③ 高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。
	（税額控除率） 15.0% 14.0% 13.0% 12.0% 11.0% 10.0% 9.0% 8.0% 7.0% 6.0% 5.0% 30% 25% 20% 15% 10% 5% 0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% （試験研究費の増減率） 0%（上乗） 0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 政策目標に整合的な水準へ 増加インセンティブ強化 （税額控除率） 15.0% 14.0% 13.0% 12.0% 11.0% 10.0% 9.0% 8.0% 7.0% 6.0% 5.0% 30% 25% 20% 15% 10% 5% 0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% （試験研究費の増減率） 0%（上乗） 0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 試験研究費割合が10%超の場合の新たな特例措置 ① 控除上限の上乗せ措置（増付） ② 控除率の割増し措置 新たな措置による割増し後の控除率カーブ 試験研究費割合に応じ、一定の率（※）を割増し （※）基礎研究の割増率＝（試験研究費割合－10%）×0.5 見直し後の控除率カーブ 法人税額の25% 最大35%
○ 個人事業者の事業承継に対する支援	新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）。 ※ 事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価額の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予。相続時に加え、生前贈与時も適用可能とする。 ※ 法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保。 現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を実施。

(資料44)

2. デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進（続き）	
○ 中堅・中小企業による設備投資等の支援	➢ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等。 ➢ <u>地域未来投資促進税制</u>について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（改正前：40%）、税額控除率を5%（改正前：4%）に引き上げるなどの見直し。 ➢ 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画に基づく<u>防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設</u>。
○ 地方創生の推進	➢ <u>地域未来投資促進税制の拡充等</u>〔再掲〕 ➢ <u>所有者不明土地の公的利用や空き家の発生抑制を進め、地域の未利用不動産の有効活用を図る観点から、譲渡所得に係る特例措置を拡充</u>。 ➢ <u>地域の特産品等の販売機会の増加、外国人旅行者の消費拡大を図る観点から、臨時の販売場での免税販売を認める措置を講ずる</u>。
○ 頻発する災害への対応	➢ 中小企業における<u>防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設</u>〔再掲〕 ➢ <u>保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率を6%（改正前：5%）に引き上げる</u>。

(資料45)

3. 車体課税	
➢ <u>自動車税の恒久減税</u> （減収額：▲1,320億円程度）	・ 消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、<u>自家用自動車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる</u>（例：660cc超1,000cc以下は▲4,500円/年の引下げ）。 ・ 税制抜本改革法以来の累次の大綱において懸案事項とされてきた<u>車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする</u>。
➢ <u>自動車重量税のエコカー減税の見直し</u> （増収額：270億円程度）	政策インセンティブ機能の強化の観点から、<u>1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化</u>。
➢ <u>地方税財源の補てん</u>	<u>自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分（800億円程度）について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てん</u>。 ・ エコカー減税の見直し（前述） ・ <u>自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ</u> 現行407/1000⇒平年度（2035年度～）490/1000 ・ <u>揮発油税から地方揮発油税への税源移譲</u> 揮発油税税率 48,600円/kl（現行）⇒48,300円/kl（2034年度～）▲300円/kl 地方揮発油税税率 5,200円/kl（現行）⇒5,500円/kl（2034年度～）+300円/kl
➢ 消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。〔再掲〕	

(資料46)

4. 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討	
○ 個人所得課税のあり方	➤ <u>老後の生活等に備える資産形成について</u> ① 企業年金、個人年金の<u>年金税制</u> ② 貯蓄・投資、保険等の<u>金融税制</u> が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方が多様化する中、<u>働き方の違いによって税制支援が異なる、各制度それぞれで限度額管理が行われている</u>といった課題があり、諸制度のあり方について、諸外国の制度も参考に、<u>包括的な見直しを進める</u>。
○ 相続税・贈与税のあり方	➤ <u>教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し</u> ※ 教育資金については、<u>受贈者の所得要件設定や使途の見直し</u>等を行う一方、<u>30歳以上の就学継続には一定の配慮</u>を行い、期限延長。 ※ 結婚・子育て資金については、<u>受贈者の所得要件設定</u>を行い、期限延長。 ➤ <u>資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討</u> ※ 高齢化の進展に伴い、いわゆる「<u>老々相続</u>」が課題となる中、生前贈与を促進する観点から、<u>資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める</u>。 ※ こうした検討の進捗状況も踏まえ、<u>教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の必要性</u>について、<u>次の期限到来時に改めて見直し</u>を行う。 ➤ <u>民法（相続関係）の改正に伴う税制上の措置</u> ※ 平成30年7月に民法等一部改正法が公布され、相続に関する規律が見直されたことに伴い、新たに創設された配偶者居住権や特別寄与料に対する課税等について、相続税等について所要の改正を行う。
○ 連結納税制度の簡素化等	➤ 企業グループ経営の多様化、企業グループに関する税制の見直しなど<u>連結納税制度を取り巻く状況が変化</u>。また、制度や計算が複雑で納税者の事務負担が大きいとの指摘。こうした観点から、<u>経営実態の把握を進め、制度の簡素化等に向けた検討に着手</u>。

(資料47)

5. 経済活動の国際化・電子化への対応と租税回避・脱税の効果的な抑制	
➤	<u>BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえ、企業実態にも配慮しつつ、海外への過大な利払いや無形資産の移転を通じた租税回避に対してより効果的に対応</u>。 ※ <u>過大支払利子税制</u>：利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、BEPSリスクに応じて利子の損金算入制限を強化。 ※ <u>移転価格税制</u>：独立企業間価格の算定方法として、予測キャッシュ・フロー等の割引現在価値を用いた方法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）を加えるとともに、一定の価値評価困難な無形資産の取引について実際の結果を勘案して当初の価格を再評価する仕組みを導入。 ➤ <u>経済の電子化に伴う国際課税上の課題</u>について、グローバルかつ長期的に持続可能な解決策を2020年までにとりまとめるべく、G20議長国として国際的な議論を主導。
6. 円滑・適正な納税のための環境整備	
➤	<u>仮想通貨取引など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、利便性の高い納税環境を整備</u>するとともに、<u>高額・悪質な無申告者等の情報について、国税当局が仲介業者等に照会する仕組みを整備</u>。